（様式５）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	２２	担当課	循環型社会推進課	
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	根拠条項	第10条の３第2号	許認可等の内容	再生利用業者（処分）の指定		

愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則
（再生活用業者の指定の申請等）
第３条
３　知事は、第１項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、省令第10条の３第２号の指定をしないものとする。
（１）　申請者が対象産業廃棄物を排出する事業者のみからその処分の委託を受ける者であること。
（２）　再生活用業（再生活用を行う業をいう。以下同じ。）の用に供する施設が省令第10条の５第１号イに掲げる基準に適合するものであること。
（３）　申請者（法人にあっては、その代表者又はその業務を行う役員）又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が再生活用業を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者であること。
（４）　申請者が再生活用業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有する者であること。
（５）　産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）から処分の委託を受けた対象産業廃棄物の大部分を再生利用するものであること。
（６）　再生活用が営利を目的としないものであること。
（７）　申請者が再生活用において生ずる産業廃棄物を適正に処理できる者であること。
（８）　申請者と排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
（９）　再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
(10)　申請者が法第14条第５項第２号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。
(11)　申請者が第６条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者でないこと。